

法人設立にかかる負担が実質ゼロ！

令和8年度 松戸市特定創業支援等事業

新規会社設立登録免許税補助金

松戸市内で新規に会社設立を行った場合に登録免許税等の経費を補助します！

①特定創業支援等事業の受講

②市役所に事前申請

③補助金交付決定

④登記・定款
手続

⑤市役所に
実績報告

⑥補助金
振込

対象者

- ・ 代表者が特定創業支援等事業の証明を受けていること
- ・ 創業予定者または事業を開始してから5年を経過していない者
- ・ 代表者の住所地について市区町村税の滞納がないこと
- ・ 会社法上の発起人かつ会社の代表者となり、会社を設立する者

対象経費 ・ 金額

- ・ 登録免許税 ● 75,000円 株式会社を設立する場合
● 30,000円 合同会社を設立する場合
- ・ 定款認証手数料 ● 最大50,000円 株式会社を設立する場合

※合算して125,000円が限度です。

備考

- ・ 同一申請者あたり1回まで
- ・ 他の補助金等との重複申請はできません
- ・ 予算の範囲内で先着順となります
- ・ 詳細はHPをご確認ください

お問い合わせ先
松戸市役所
商工振興課

047-711-6377



本補助金を受けるには 松戸市特定支援等事業の受講が必須です！

松戸市 特定創業支援等事業 とは？

創業支援のためのセミナー・相談窓口です。右記を規定回数以上受講し、知識が身に付いた方に対し、**証明書**を発行しております。



証明書を持っていると、本補助金以外にも特典があります！
詳細はHPへ！

●相談形式（1か月以上4回以上の相談必須）

- ① 専門家相談
- ② 創業継続相談
- ③ 松戸スタートアップオフィスでの創業相談

●セミナー形式

- ④ まつど創業塾
※全8回中6回以上出席。回数が満たない場合は個別相談
- ⑤ 千葉県信用保証協会創業スクール
※全4回出席したのち、フォローアップを受ける

①、②、④については松戸商工会議所（047-364-3111）
③については松戸スタートアップオフィス（0120-917-854）までお問い合わせください。

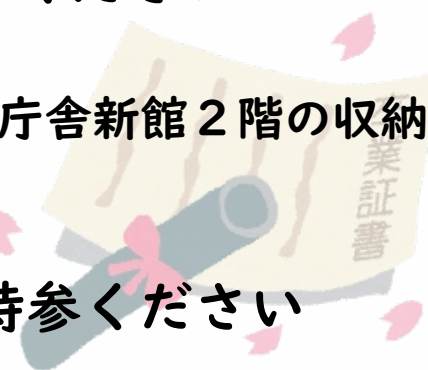
① 特定創業支援等事業の受講

- ✓ 規定以上、相談・受講してください
- ✓ 受講後に松戸市役所商工振興課で手続きできます



② 証明書・補助金交付申請

- ✓ 松戸市役所商工振興課（京葉ガス第2ビル4階）へお越しください
- ✓ 創業継続相談、専門家相談は受講した証明が出るので持参してください
- ✓ 法人設立予定の方は、
 - 市税滞納なし証明（本庁舎新館2階の収納課で発行）
 - 口座情報（個人口座）
 - 印鑑（個人印） をご持参ください



③ 証明書・補助金交付

- ✓ 申請から2営業日後を目途に、特定創業等支援の証明書が交付されます。交付決定日以降に登記してください

- 法務局へ特定創業支援等事業の証明書を提出する（登録免許税が半額になる）
 - ①～⑥の手続きをする（残りの半額の給付を受ける）
- を通じ、国と松戸市の2つの制度を活用することで、法人設立時の登録免許税（及び定款認証手数料）が実質無料になります

④ 登記・定款申請

- ✓ 登記費用（法務局）、定款認証手数料（公証役場等）の領収書は必ず保管してください
- ✓ 登記の際は③で交付を受けた証明書原本を法務局へ必ず提出してください



⑤ 実績報告（補助金振込申請）

- ✓ 登記・定款認証が完了したら商工振興課で手続きが必要です
- ✓ 商工振興課へお越しになる前に市民税課（本庁舎新館2階）で法人設立届を提出してください
- 完成した謄本・定款
- 法務局や公証役場に支払った領収書
- 上記の松戸市長宛の法人設立届の控え
※税務署・県税事務所宛ではありません
- 印鑑（②で使った印）
を持参し、商工振興課へお越しください

⑥ 補助金振込

- ✓ ⑤の手続後、確定通知が発出されます。
- ✓ 通知が届いてから3週間程度で振込されます。